

3 請願・意見書の提出について（別冊）

- (1) 子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願
(子どもと教育を考える浜松市民会議 代表者 小笠原里夏さんほか提出)
- (2) 安心して医療が受けられ、健康が守られるように国民健康保険料の改善を求める請願
(浜松・国民健康保険を良くする会 代表世話人 疋田朋広さん、星川千里さんほか提出)
- (3) 新たな過疎対策制度の創設を求める意見書 (自由民主党浜松提出)
- (4) 消防防災ヘリコプターの公的パイロット養成機関の設置を求める意見書
(自由民主党浜松提出)
- (5) 教育予算の拡充等に関する意見書 (市民クラブ提出)
- (6) 自動車ユーザーの負担軽減措置を求める意見書 (市民クラブ提出)
- (7) 認可外保育施設の保育の質の確保・向上に関する意見書 (創造浜松提出)
- (8) 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書 (公明党提出)
- (9) 公立・公的病院の再編統合を一方向的に進めないことを求める意見書
(日本共産党浜松市議団提出)
- (10) 天竜川水系河川整備計画の促進を求める意見書 (日本共産党浜松市議団提出)



令和1年11月11日

浜松市議会議長 柳川 樹一郎 様

請願代表者

住 所 浜松市中区上島3-33-6
TEL 053(545)9719

氏 名 子どもと教育を考える浜松市市民会議
代表者 小笠原 里
外 3488 筆
3481



子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

紹介議員

酒井豊実

北島 定

小黒啓子

落合勝仁

【請願趣旨】

子どもたちが人間として大切にされ、憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校をつくるのがすべての父母・保護者・市民の願いです。どの子にもゆきとどいた教育を保障するために以下のことを請願します。

【請願項目】

1. 教育費の保護者負担を軽減してください。
 - ① 経済的な理由で進学をあきらめる子どもが出ないように必要とするすべての大学、短期大学、専門学校等に対する返済不要の「給付制奨学金」制度を創設してください。
 - ② 学校給食費の保護者負担を軽減してください。将来的には学校給食費を無償にしてください。
 - ③ 就学援助制度の認定基準の緩和、支給費目の拡大をすすめてください。
2. 私学助成により、学費の公私間格差をなくしてください。
3. 正規の教職員を増やして、30人学級を実現してください。当面、35人学級の「25人下限」を撤廃してください。
4. 特別な支援を必要とするすべての子どもたちに、ゆきとどいた教育を保障してください。発達支援学級の定数8人（情緒学級は7人）を6人に減らしてください。
5. 放課後児童会の待機児童を（令和元年5月1日現在471人）解消してください。
6. 子どもたちのいのちと安全を守り、学習環境の改善を図ってください。
 - ① 学校建物の老朽化対策や安全対策に取り組んでください。
 - ② トイレの洋式化をすすめてください。

安心して医療が受けられ、健康が守られるように 国民健康保険料の改善を求める請願



2019年11月11日

浜松市議会議長 柳川 樹一郎 様

請願者

住所 浜松市中区上島 3-33-6

静岡県西部地区労働組合連合内

TEL(053)-545-9719 FAX(053)-545-9720

団体名 浜松・国民健康保険を良くする会

代表世話人 疋田 朋広

星川 千里

他 4157 筆

4221

紹介議員

酒井 豊実

北島 定

小黑 啓子

落合 勝二

【請願趣旨】

多くの市民にとって健康を維持し、元気に生活することは、共通の願いです。

浜松市の国民健康保険(国保)は10万世帯余、17万人余が加入しています。

国民健康保険(国保)の目的は、第1条の「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与する」です。

国民健康保険料(医療、後期高齢支援金、介護)は、所得の無い子どもの分も保険料が計算され、「協会けんぽ」の倍以上になり、浜松市の保険料は政令市で一番高くなっています。

負担が重い上に、収入が激減しても減免制度が利用できず、未納者になると期間限定の「短期証」、窓口で10割負担の「資格証」となり、受診を抑制され、重症化を招きます。

市民の命と健康、くらしと中小業者の営業を守ることで、地域経済と市民生活が豊かになります。だれもが安心して医療を受けられるよう、以下の事項を請願します。

【請願事項】

- 一、 国民健康保険料を「協会けんぽ」並みに引き下げてください。
- 一、 収入が激減した世帯、生活困窮世帯が利用しやすい減免制度にしてください。

新たな過疎対策制度の創設を求める意見書（案）

「過疎地域自立促進特別措置法」（以下、「過疎法」という。）が令和3年3月末で失効するため、国では、新たな過疎対策、対象地域のあり方などが過疎問題懇談会の中で議論され、今後、新たな過疎対策法制定に向けた提言が示される。

本市は、過疎法の市町村合併特例の規定に基づき、合併後も一部地区が過疎地域に指定され、安定的な財源となる財政的優遇措置として過疎対策事業債の発行も認められている。この過疎対策事業債を活用し、過疎地域の道路や林道の改良事業、スクールバス運行事業などが実施されるなど、過疎法に基づく仕組みにより、過疎対策が大変充実している。

過疎地域が有する多面的、公益的な機能を今後も引き続き維持していくためには、過疎地域への支援充実・強化に向けた、政策の確立・推進が重要である。

よって、国においては、以下の事項について、積極的かつ適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 過疎法の期限終了後も、従前以上に過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。
- 2 新たな過疎対策法においても、過疎市町村の自立促進に必要な事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図ること。
- 3 新たな過疎対策法においても、現行法第33条の規定による市町村の廃置分合等があった場合の特例（一部過疎）を引き続き存置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消防防災ヘリコプターの公的パイロット養成機関の設置を求める意見書（案）

消防防災ヘリコプターの墜落事故が相次いだことを受け、総務省消防庁は、10月1日に消防防災ヘリコプターの運航に関する安全基準を制定した。基準では、機長と副操縦士を同乗させる「ダブルパイロット制」を導入し、機長の体調不良など緊急事態に陥っても副操縦士が対応できる運航体制をとることとしている。

操縦に高い技術が要求される消防防災ヘリコプターのパイロットは、現在、全国的な人材不足により人員確保が難しく、本市を含む一部の運航自治体ではパイロット不足から運航を制限している例がある。また、多くの自治体で24時間運航体制が確保できていない。

このような中、高額なパイロット養成費用の課題もあり、消防防災ヘリコプターのパイロットの多くは、民間運航会社勤務経験者から採用を行っている。

現在、ヘリコプター操縦士全体の年齢構成に偏りが生じており、将来の大量退職が見込まれることから、パイロットの継続的な確保が必要となる。また、昨今の異常気象による自然災害の増加に伴い、人命救助のかなめとなる消防防災ヘリコプター運航の重要性が増している。また、パイロットの養成には時間がかかることから、公的機関によるパイロット養成が必要不可欠である。

よって、国においては、消防防災ヘリコプターのパイロットを養成する公的機関の設置をするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

教育予算の拡充等に関する意見書（案）

学校現場には解決すべき課題が山積しており、特に本市においては外国にルーツを持つ児童・生徒が多く在籍しているため、よりきめ細かな対応が必要になる。子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが必要である。

さらに、小学校においては新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数増の調整等対応に苦慮している。教職員が、これまでの働き方を見直し、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにするために、学校における働き方改革が進められようとしている中、加配定数を含めた教職員定数の改善は喫緊の課題である。

本市においては、独自施策として小学校1・2年生の30人学級編成が実施されており、地域や保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれている。小・中学校全学年で少人数学級を推進していくためには、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の改正による抜本的な教職員定数の改善が必要である。

また、義務教育費国庫負担制度については、平成18年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方公共団体の財政が圧迫されている。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定の水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備を行うことは不可欠である。

よって、国においては、下記事項について、より一層の財政措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 加配定数を含めた教職員定数の計画的な改善を図ること。
- 2 小中学校全学年における少人数学級の推進のため予算措置を講ずること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上のため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

自動車ユーザーの負担軽減措置を求める意見書(案)

誰もが自動車を運転するとき、万が一にも交通事故に遭うことがないように心がけている。

しかし、自身がどんなに心がけて安全運転をしても、もらい事故の可能性もあるため、事故に遭う可能性は絶対にゼロとはならず、自己防衛とともに少しでも安心して運転できるよう、自動車保険（任意保険）または自動車共済（以下、「任意保険等」という。）への加入は不可欠となっている。

任意保険等は年代別の事故発生率などを勘案し、年齢条件ごとに保険料が決められている。例えば、高校を卒業後に就職した人が、通勤のために一般的な軽自動車を利用する場合でも、初回の年間保険料は車両保険込みで20万円を超える場合がある。当然、小型自動車や普通自動車であればさらに高額となり、若年層に厳しい状況になっている。

また、自動車に移動を依存している地域では、複数の自動車を保有する世帯も多く、その全ての車両に任意保険等を掛けることが家計には大きな負担であり、また、そのような地域では、自動車が必要な高齢者にも負担を与えている。

したがって、保険料の負担が大きいことから自動車の購入・保有を断念することや、任意保険等に加入しても簡素な内容にとどまることで、万が一の際に満足な補償が得られないようなことがないようにするため、全ての自動車ユーザーが任意保険に加入しやすくするための方策が必要である。

よって、国においては、所得税法で控除を認められている、社会保険料、生命保険料、地震保険料に加え、任意保険等の保険料について、所得控除の対象とすることで自動車ユーザーの負担を軽減するとともに、任意保険等の加入促進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

認可外保育施設の保育の質の確保・向上に関する意見書（案）

消費税増税に合わせて10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始された。保育士の配置数など認可保育所よりも制度的に基準が緩和された認可外保育施設は、国の指導監督基準を満たすことを条件に無償化の対象とすることとされ、あわせて、基準を満たしていない認可外保育施設も、経過措置として、5年間の猶予期間を設けて無償化の対象に含めることとされた。

無償化により利用者が増加することで待機児童問題が深刻化し、認可保育所に入所できなければ、多くの人々が認可外保育施設を利用することが予想されるが、認可外保育施設は認可保育所に比べ基準が緩く事故の発生が懸念されるなど、保育の質の確保・向上を図ることが必要となっている。

また、平成28年度から国が開始した企業主導型保育事業は、令和2年度までの待機児童ゼロに向けて急激な拡大路線を続けてきた。しかしながら、地方自治体が施設整備に関与できないため、地域のニーズに合わない施設や定員割れする施設、経営難に陥り開設から短期間での閉鎖などさまざまな問題が表面化していることから、地方自治体との連携を具体化し、効果的に質の確保・向上につながるよう検討を進めることが重要である。

よって、国においては、幼児教育・保育の無償化に伴う認可外保育施設における保育の質の確保・向上のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 認可外保育施設の安全性向上など、保育の質の確保・向上のための取り組みを支援する補助制度の拡充を図ること。
- 2 企業主導型保育事業について、実施機関と地方自治体それぞれの指導監査結果等の情報共有など、実施機関及び地方自治体との連携により保育の質が担保されるよう制度設計を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

本年8月、茨城県内の常磐自動車道で、執拗な「あおり運転」を受けて車を停止させられた男性が、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、「あおり運転」を受けて停止させられた車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」を初めとした極めて悪質で危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりの推進に取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、「あおり運転」の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

よって、国においては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 道路交通法に「あおり運転」に関する規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも交通法規上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正を早急に進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、「あおり運転」等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報・啓発活動としては、「あおり運転」等の禁止行為が取り締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報紙などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

公立・公的病院の再編統合を一方的に進めないことを求める意見書（案）

厚生労働省は、9月26日、公立・公的医療機関等の再編統合に向けた議論を促すとして、対象となる全国424の病院名を一方的に公表した。厚生労働省の分析により診療実績が少ないなどと判断した病院を公表したとしているが、地域ごとの実情を踏まえたものではない。

この公表に対して、全国知事会、全国市長会、全国町村会は3会長連名のコメントで「地域の個別事情を踏まえず、全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編統合されることにつながりかねず、きわめて遺憾」と抗議の声を上げている。

全国一律の基準を設け、地方に押しつけようというやり方は、乱暴というほかない。

公立・公的病院のあり方は住民の命と健康に直結するもので、厚生労働省の姿勢に地域の不安は高まるばかりであり、強引な推進は許されない。

住民や医療現場、地方自治体の声を置き去りにして、公立・公的病院の再編統合を無理に進めることに道理はなく、安全・安心の医療体制の確立へ向けて、地域と国が力を合わせるときである。

よって、国においては、住民の命と健康に責任を果たすべきであり、公立・公的病院の再編統合を一方的に進めることがないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

天竜川水系河川整備計画の促進を求める意見書（案）

本年10月12日、伊豆半島に上陸し関東から東北を縦断した台風第19号により、静岡県東部及び甲信地方から東北地方において、甚大な災害が各地で発生した。神奈川県箱根町における日降水量922.5ミリメートルもの観測史上最大の豪雨を初めとして、広範囲で記録的な大雨となり、71河川140箇所では堤防が決壊し、昨年の西日本豪雨災害を上回る規模で洪水が起きた。11月11日現在の被害集計によれば、死者90名、行方不明者5名となり、住宅被害は9万棟余にも及んでいる。

大災害となった原因の一つとして、長野県千曲川や福島・宮城県阿武隈川など大河川における整備事業のおくれが指摘されている。今日、スーパー台風と言われる、巨大で強力な台風は、その発生頻度がますます高まり、重大災害のリスクも大きくなっている状況の中で、天竜川においても安全性の検証と整備の一層の促進が求められている。

天竜川は、幹線流路延長213km、流域面積5090平方キロメートルの大河川であり、昭和36年6月の伊那谷大水害や河川法の改定を受け、昭和48年には工事実施基本計画を全面的に改訂し事業を進めてきたところであるが、堤防の未整備区間が約3分の1残されている現状にある。大河川である天竜川が万が一にも決壊氾濫ともなれば、その被害ははかり知れない。

よって、国においては、天竜川流域住民の生命・財産を守るために、以下の対策を講じることを強く要望する。

記

- 1 気候変動による豪雨災害の多発に鑑み、天竜川工事実施基本計画について改めて検証した上で、整備事業の促進を図ること。
- 2 流入河川のバックウォーター対策を講ずること。
- 3 上流ダム群による高水調節容量確保のために万全の対策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。